

環境影響評価指針

目次

- 第1 趣旨
- 第2 用語
- 第3 計画段階配慮事項の選定等に関する指針
- 第4 位置等に関する複数案の設定
- 第5 計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第6 計画段階配慮事項の選定
- 第7 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
- 第8 計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
- 第9 計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
- 第10 計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法
- 第11 配慮書に係る意見の聴取に関する指針
- 第12 配慮書に係る意見の聴取の方法等
- 第13 配慮書の公告及び縦覧等
- 第14 環境影響評価の項目等の選定に関する指針
- 第15 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握
- 第16 環境影響評価の項目の選定
- 第17 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法
- 第18 参考手法
- 第19 環境影響評価の項目に係る調査の手法
- 第20 環境影響評価の項目に係る予測の手法
- 第21 環境影響評価の項目に係る評価の手法
- 第22 環境保全措置に関する指針
- 第23 環境保全措置の検討
- 第24 検討結果の検証
- 第25 検討結果の整理
- 第26 事後調査の実施
- 第27 事後調査の項目等の選定に関する指針
- 第28 計画の立案の段階における決定事項
- 第29 方法書の作成
- 第30 準備書の作成
- 第31 評価書の作成
- 第32 報告書の作成
- 第33 環境影響を受ける範囲と認められる地域

(趣旨)

第1 この指針は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、同条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(計画段階配慮事項の選定等に関する指針)

第3 配慮書対象事業に係る条例第4条第2項第1号に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、第4から第10までに定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第4 配慮書事業者（都市計画決定権者を含む。以下第13までにおいて同じ。）は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 配慮書事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 配慮書事業者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他の配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第5 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認められる範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容（以下第9までにおいて「事業特性」という。）並びに配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下第9までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 配慮書対象事業の種類（愛知県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛知県規則第74号。以下「規則」という。）別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる内容をいう。）

イ 配慮書対象事業の規模（規則別表第1の上欄に掲げる対象事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模に相当するものをいう。）

ウ 配慮書対象事業実施想定区域の位置

エ 配慮書対象事業の諸元（規則別表第2及び第3の上欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ

れ同表の中欄に掲げる事業の諸元に相当するものその他の主な諸元をいう。)

オ 配慮書対象事業に係る工事の実施に係る工法、期間、工程計画その他の工事計画の概要

カ その他配慮書対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

(ア) 気象、大気質その他の大気に係る環境の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）

(イ) 騒音に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(ウ) 振動に係る環境の状況

(エ) 悪臭に係る環境の状況

(オ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(カ) 地形及び地質の状況

(キ) 地盤、地下水及び土壌の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(ク) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(ケ) 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

イ 社会的状況

(ア) 人口及び産業の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(エ) 交通の状況

(オ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(カ) 下水道の整備の状況

(キ) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(ク) その他配慮書対象事業に関し必要な事項

2 配慮書事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、配慮書事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の選定）

第6 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 配慮書事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

- (1) 配慮書対象事業に係る工事の実施（配慮書対象事業の一部として、配慮書対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）
- (2) 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在
- (3) 配慮書対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 大気質

イ 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

ウ 振動

エ 悪臭

オ 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

カ 水底の底質

キ 地形及び地質

ク 地盤・土壌

ケ 地下水の状況及び地下水質

コ 日照障害

サ その他の環境要素

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

ウ 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

ア 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）

イ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

4 配慮書事業者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 配慮書事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）として選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第7 配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下第7において「手法」という。）は、配慮書事業者が、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第8から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 第6第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 第6第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

ア 自然林、湿原、藻場、干潟、自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないもの
その他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

イ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

エ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

- (4) 第6第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - (5) 第6第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - (6) 第6第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定事項については、歴史的な町並み、伝統文化その他の市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。
 - (7) 第6第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 配慮書事業者は、手法を選定するに当たっては、第5の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 3 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
 - 4 配慮書事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)

第8 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査、踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。
- (3) 調査の対象とする地域（以下第9において「調査地域」という。） 配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認め

られる地域

- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 配慮書事業者は、第1項の規定により現地調査、踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意するものとする。
- 4 配慮書事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第9 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

- (1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、可能な限り定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）
- (2) 予測の対象とする地域（次項において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

- 2 配慮書事業者は、前項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。
- 3 配慮書事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第10 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第4第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている

案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

- (2) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、配慮書事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- (3) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、配慮書対象事業に係る工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (4) 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第11 配慮書対象事業に係る条例第4条第2項第2号に規定する計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、第12及び第13に定めるところによる。

(配慮書に係る意見の聴取の方法等)

第12 配慮書事業者は、条例第4条の5の規定により意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。

- 2 配慮書事業者は、配慮書対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。
- 3 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案について条例第4条の5の規定により意見を求めるように努めるものとする。
- 4 知事は、条例第4条の7第1項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる意見及び見解に配慮するよう努めるものとする。

(1) 配慮書に、配慮書の案についての一般の意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解が記載されている場合には、当該配慮書に記載された意見及び配慮書事業者の見解

(2) 条例第4条の6の規定により書類が送付された場合には、当該書類に記載された意見及び配慮書事業者の見解

(配慮書の公告及び縦覧等)

第13 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地)

- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 配慮書対象事業実施想定区域
- (4) 配慮書の案及びこれを要約した書類（以下「配慮書の案等」という。）又は配慮書等の縦覧等の方法及び期間
- (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (6) 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 愛知県公報への掲載
- (3) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報に掲載すること。
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第1項の規定により配慮書の案等又は配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 配慮書事業者の事務所
- (2) 愛知県庁内管理規則（昭和36年愛知県規則第50号）第2条第1項に規定する庁舎
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

4 第1項の規定による配慮書の案等又は配慮書等の公表は、配慮書事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

6 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

第14 対象事業に係る条例第4条第2項第3号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、第15から第21までに定めるところによる。

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第15 第5の規定は、対象事業に係る条例第4条第2項第3号に規定する環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、第5第1項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者（都市計画決定権者を含む。以下第25まで及び第29から

第31までにおいて同じ。))と、「当該検討を」とあるのは「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を」と、「当該検討に」とあるのは「当該選定に」と、「配慮書対象事業の」とあるのは「対象事業の」と、「第9まで」とあるのは「第19まで、第20第1項、第20第3項において読み替えて準用する第9第2項及び第27」と、「配慮書対象事業実施想定区域」とあるのは「対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）」と、「内容をいう」とあるのは「内容をいう。第17第1項第1号において同じ」と、「ものをいう」とあるのは「ものをいう。第17第1項第2号において同じ」と、「諸元をいう」とあるのは「諸元をいう。第17第1項第4号において同じ」と、「配慮書対象事業に係る工事の実施」とあるのは「対象事業に係る工事の実施（以下「工事の実施」という。）」と、「配慮書対象事業に関する」とあるのは「対象事業に関する」と、第5第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「前項第2号」とあるのは「第15において読み替えて準用する前項第2号」と、「整理するものとする」とあるのは、「整理するとともに、必要に応じ、県又は関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項において読み替えて準用する第5第1項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第16 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（別表第1において「土地又は工作物の存在」という。）

(3) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。規則別表第1の9の項の上欄に掲げる事業の種類であって同表の下欄に掲げる要件に該当するもの（第20第1項第4号及び別表第1において「埋立事業等」という。）を除く。別表第1において「土地又は工作物の供用」という。）

3 第6第3項の規定は前項の規定による検討について、第6第4項及び第5項の規定は第1項の規

定による項目の選定についてそれぞれ準用する。この場合において、第6第4項及び第5項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第16第1項」と、第6第5項中「選定した事項（以下「選定事項」とあるのは「選定した項目（以下「選定項目」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

(1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

5 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ選定項目の見直しを行うものとする。

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第17 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下第17において「手法」という。）

は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第18から第21までに定めるところにより選定するものとする。

(1) 第16第3項において準用する第6第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

(2) 第16第3項において準用する第6第3項第2号ア及びイに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

(3) 第16第3項において準用する第6第3項第2号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴付ける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の観点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) 第16第3項において準用する第6第3項第3号アに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (5) 第16第3項において準用する第6第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
 - (6) 第16第3項において準用する第6第3項第3号ウに掲げる環境要素に係る選定項目については、歴史的な町並み、伝統文化その他の市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。
 - (7) 第16第3項において準用する第6第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報及びその結果を最大限に活用するものとする。
 - 3 事業者は、手法を選定するに当たっては、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
 - 4 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行うものとする。
 - 5 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

(参考手法)

- 第18 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。
- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - (4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
 - 3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第19 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第18に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- (1) 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- (2) 調査の基本的な手法 国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- (3) 調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。） 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- (4) 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（次項において読み替えて準用する第8第4項及び別表第2において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点
- (5) 調査に係る期間、時期又は時間帯（次項において読み替えて準用する第8第4項及び別表第2において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第8第2項から第4項までの規定は、前項の対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、第8第2項中「前項第2号」とあるのは「第19第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第8第3項及び第4項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第19第1項」と、第8第3項中「現地調査、踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、第8第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点

及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにするものとする。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

第20 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第18に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

(2) 予測の対象とする地域（第3項において読み替えて準用する第9第2項及び別表第2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

(3) 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）並びに工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯（埋立事業等において、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯）

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

3 第9第2項及び第3項の規定は、第1項の対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準

用する。この場合において、第9第2項及び第3項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、第9第2項中「前項」とあるのは「第20第1項」と、「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、第9第3項中「第1項」とあるのは「第20第1項」と、「配慮書対象事業」とあるのは「対象事業」と、「するものとする」とあるのは「するものとする。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする」と読み替えるものとする。

- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、県又は関係する市町村が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第21 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 調査及び予測の結果並びに第23第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- (2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（環境保全措置に関する指針）

第22 対象事業に係る条例第4条第2項第4号に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、第23から第26までに定めるところによる。

（環境保全措置の検討）

第23 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限

り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の検証）

第24 事業者は、第23第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第25 事業者は、第23第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理するものとする。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- (6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第23第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理するものとする。

（事後調査の実施）

第26 事業者は、次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- (2) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (3) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

- (4) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- (5) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- (6) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

(事後調査の項目等の選定に関する指針)

第27 対象事業に係る条例第4条第2項第5号に規定する事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針については、次に定めるところによる。

- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
 - (1) 事後調査を行うこととした理由
 - (2) 事後調査の項目及び手法
 - (3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - (4) 県又は関係する市町村その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - (5) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあつては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

(計画の立案の段階における決定事項)

第28 条例第4条第2項第6号に規定する配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項は、計画段階配慮事項の検討に資する諸元を含むものであつて、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関するものとする。

(方法書の作成)

第29 事業者は、条例第5条第1項の規定により対象事業に係る方法書に同項第2号に規定する対象

事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の種類
 - (2) 対象事業の規模
 - (3) 対象事業実施区域の位置
 - (4) 対象事業の諸元
 - (5) 事業計画の策定時における環境配慮事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第15第1項において読み替えて準用する第5第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載するものとする。
- 4 事業者は、対象事業に係る方法書に第1項第3号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を図面において示す場合には、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第7号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 事業者は、条例第5条第3項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象事業に係る方法書において、その旨を明らかにするものとする。

（準備書の作成）

第30 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第29第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 対象事業の主要設備及び工作物の配置計画その他の土地の利用に関する事項
 - (3) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
 - (4) 切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する計画の概要
 - (5) 土石の捨て場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨て場又は採取場に関する事項
 - (6) 供用開始後の定常状態における主要設備及び工作物の稼働状況に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 第29第2項から第6項までの規定は、条例第13条第1項の規定により事業者が対象事業に係る準

備書を作成する場合について準用する。この場合において、第29第3項中「資料」とあるのは「資料及び必要に応じ県又は関係する市町村、専門家その他の第15第1項において読み替えて準用する第5第1項第2号に掲げる情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地の状況の確認」と、第29第4項中「前項」とあるのは「第30第2項において準用する前項」と、第29第5項中「条例第5条第1項第7号」とあるのは、「条例第13条第1項第5号」と、第29第6項中「条例第5条第3項」とあるのは、「条例第13条第2項において準用する条例第5条第3項」と読み替えるものとする。

3 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第19第2項において読み替えて準用する第8第4項並びに第20第3項において読み替えて準用する第9第2項及び第3項において明らかにできるようにするものとされた事項、第19第4項において比較できるようにするものとされた事項、第20第4項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第21において明らかにできるようにすることに留意するものとされた事項の概要を併せて記載するものとする。

4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第23の規定による検討の状況、第24の規定による検証の結果、第25第1項各号に掲げる事項及び第25第2項の規定による具体的な内容を記載するものとする。この場合において、条例第13条第1項第7号ロに掲げる環境の保全のための措置を講ずることとすることに至った検討の状況については、その検討の経緯及び事業位置、基本的構造、工期及び運用条件等の内容を明らかにするものとする。

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イ及びロ並びに同項第9号に掲げる事項の概要を一覧できるよう取りまとめて記載するものとする。

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第9号に掲げる事項を記載するに当たっては、第27第3項の規定により明らかにされた事項を記載するものとする。

(評価書の作成)

第31 第30の規定は、条例第21条第2項の規定により事業者が対象事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、条例第21条第2項の規定により対象事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(報告書の作成)

第32 事業者（法第2条第5項に規定する事業者を含む。次項において同じ。）は、条例第30条第2項の規定による対象事業に係る報告書には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事後調査の項目及び手法

(2) 事後調査の結果

(3) 第26第1号から第3号までに掲げる場合において講ぜられた措置の内容、効果及び不確実性の程度

(4) 第2号の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果

及び不確実性の程度

(5) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項

2 事業者は、事後調査が終了するまでの間に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第33 条例第4条の4に規定する配慮書対象事業に関係すると認められる地域は、計画段階配慮事項の検討の結果によって、位置等に関する複数案について1以上の環境要素に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（第7第3項の規定により計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行った場合は、当該事項に係る環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む。）とする。

2 対象事業に係る条例第6条に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

3 対象事業に係る条例第14条に規定する関係地域は、環境影響評価の結果によって1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。